

## 第1章

### 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

このような社会情勢の変化の中、国では、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連 3 法を成立させ、平成 27 年 4 月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

その中でも、待機児童の解消は喫緊の課題であり、平成 29 年 6 月に「子育て安心プラン」を公表し、平成 30 年度から令和 3 年度末までに女性の就業率 80%にも対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成 30 年 9 月には、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

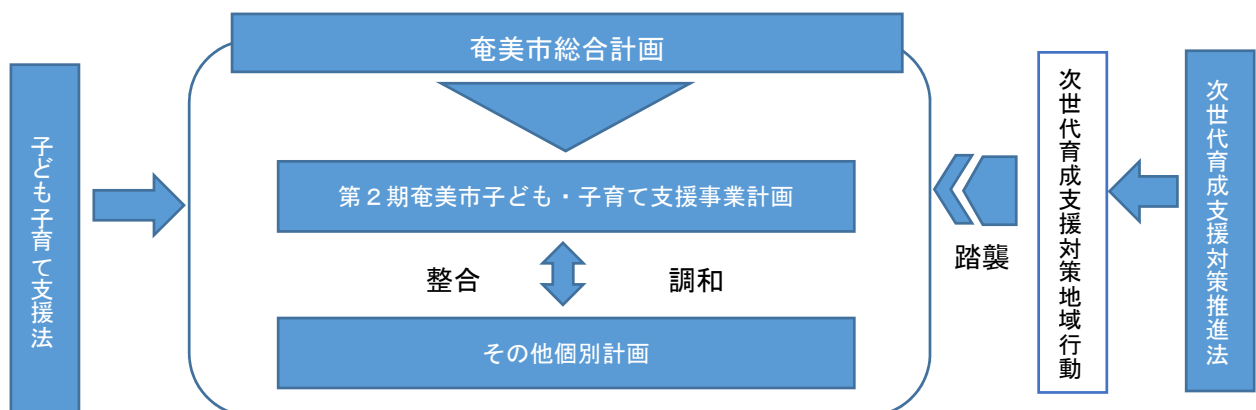
奄美市では、「奄美市次世代育成支援対策地域行動計画」を踏襲した、平成 27 年度からの新たな計画として、「子どもがいきいきと健やかに育つ、心豊かなまちづくり」を基本理念とした「奄美市子ども・子育て支援事業計画」を推進してきました。

この度、「奄美市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため「第 2 期奄美市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て・子育て環境の充実を目指していきます。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」（以下、「基本指針」という。）を踏まえて策定する、子ども・子育て支援に係る総合的な計画です。

あわせて、本計画は、本市の最上位計画である「奄美市総合計画」をはじめ、子どもとまちづくりに関する上位計画や関連計画との整合・連携を図るものとします。



### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間で1期として策定するものです。その後、計画最終年度である令和6年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

また、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行います。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1期		第2期奄美市子ども・子育て支援事業計画					第3期	
	改定			見直し		改定		

### 4 計画の策定体制

本計画は、「子ども・子育て支援法」第77条の規定に基づく「奄美市子ども・子育て会議」にて計4回の会議を開催し策定しました。

同会議では、本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の利用の現状分析と今後の利用希望調査（ニーズ調査）の実施結果等を基に、奄美市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項（本計画に掲げる事項）及び施策の実施状況（計画の進捗管理）について調査・審議しました。

#### （1）ニーズ調査の実施

「第2期奄美市子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料として、保育ニーズや奄美市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向をはじめ、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、意向調査（アンケート調査）として実施しました。

区分	就学前児童調査	就学児童調査
調査方法	「就学前児童調査」及び「就学児童調査」は郵送発送、保育園・幼稚園・学校等の事業所による回収を基本とし、一部郵送による回収を行いました。	
調査時期	平成31年2月～平成31年3月	
配布数	1,805件	1,263件
回収数	1,101件	828件
回収率	61.0%	65.6%

#### （2）奄美市子ども・子育て会議

事業計画の策定過程では、子どもの保護者、幼稚園や保育所及び子育て支援事業に従事している事業関係者、学識経験者からなる「奄美市子ども・子育て会議」を設置し、その会議の中で審議を行い、パブリックコメント（意見公募手続）を経て作成しました。



